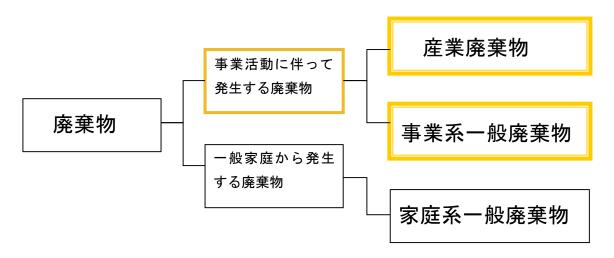
廿日市市事業系廃棄物取扱マニュアル

このマニュアルは、事業活動によって発生するごみの種別、事業者の義務、ごみ処理の方法等について紹介しています。

法令に基づいた適正なごみ処理を実現するため、事業者の皆様のご協力をお願いします。

1 事業系廃棄物とは

事業者の事業活動に伴って発生するごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。 事業者とは、工場、商店、飲食店など営利を目的としたものだけではなく、病院、社会福祉施設、官 公庁、教育施設、NPO 法人、宗教法人、農業、漁業なども事業者に該当します。



2 事業者の責務

廃棄物処理法及び廿日市市の条例において、事業者の責務を次のように定めています。

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- ③廃棄物の減量その他、その適正な処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業系廃棄物は、事業者が責任を持って処理する義務があります。

事業系廃棄物を、家庭系ごみ置場に出すことはできません。家庭系ごみ置場に出すと不 法投棄になり5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科(法 人は3億円以下の罰金)が科されます。



3 産業廃棄物とは

事業活動に伴って発生するごみとして、次の20種類及び輸入された廃棄物が産業廃棄物になります。

種類	内容		対象となる事業活動
①燃え殻	焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰など	0	全業種
②汚泥	下水汚泥、製紙スラッジ、めっき汚泥、砕石スラッジなど	0	全業種
③廃油	すべての鉱物性油および動植物性油脂に係 る廃油		全業種
④廃酸	すべての酸性廃液		全業種
⑤廃アルカリ	廃アルカリ すべてのアルカリ性廃液		全業種
⑥廃プラスチック 類	廃ポリウレタン、廃スチロール、廃ベークライト、廃フィルム、合成樹脂(合成ゴム含む)くず、合成繊維くずなど	0	全業種
⑦紙くず	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、建材 の包装紙、建設現場から排出される紙くずなど	•	建設業、紙製造業、新聞業、 出版業、製本業、印刷加工業など
8木くず	廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、 板きれ、廃チップ、貨物流通用パレットなど	•	建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業など
⑨繊維くず	畳、じゅうたん、木綿くず、糸くず、布くずなど	♦	建設業、繊維工業
⑪動植物性残さ	動物性残さ(魚・獣の骨、皮、内臓など) 植物性残さ(ソースかす、しょうゆかす、酒 かす、野菜くず、油かすなど)	•	食料品製造業、飲料・たば こ・飼料製造業、医薬品製 造業、香料製造業
①動物系固形不要 物	と畜場でとさつ・解体した獣畜、食鳥処理場 で処理をした食鳥に係る固形状の不要物	◆ と畜場・食鳥処理場	
①ゴムくず	天然ゴムくず	0	全業種
③金属くず	鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタ ンくず、鉄粉、溶接かすなど	0	全業種
④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃空びん、板ガラスくず、破損ガラス、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、土器くず、陶器くず、レンガくず、 廃石膏ボードなど	0	全業種
⑤鉱さい	スラグ、不良鉱石、不良石炭、鉱じんなど	0	全業種
⑥がれき類	工事に伴い生ずるコンクリート破片、レンガ 破片など	0	全業種
①動物のふん尿	家畜のふん尿など	♦	畜産農業
⑱動物の死体	の死体 家畜の死体		畜産農業
⑨ばいじん	ばいじん、ダスト	0	全業種
⑩産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したもの	0	全業種

○: すべての事業が対象 ◆: 特定の事業が対象

4 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の「収集運搬」と「処分・再生」を他人に委託する場合、「収集運搬業者」と「処分業者」 それぞれと書面で契約を結ぶ必要があります。その際に産業廃棄物処理票(マニフェスト)を作成・交付し、これを5年間保管する義務があります。詳しくは、広島県西部厚生環境事務所環境管理課(電話: 0829-32-1181)にお問い合わせください。

区分		分	解説		
	収集運搬		廃棄物を収集し、運搬すること		
処理	処分	中間処理	廃棄物の性状等を物理的・化学的に変化させること		
			(焼却・破砕・圧縮・脱水等)		
		最終処分	廃棄物を最終処分場に埋め立てること		
	再生		廃棄物を再び使用できる状態にすること		

5 事業系一般廃棄物とは

事業系一般廃棄物の種類は次のとおりです。※業種によっては産業廃棄物となるものがあります。

種類			具体例
燃せるみ	生ごみ(※1)	調理くず、残飯、卵の殻、貝殻など	
	る	リサイクルできない紙類(※2)	感熱紙、においのついた紙、金紙、銀紙、捺染紙、紙コップなどの防水加工紙、写真、ビニールコート紙、カーボン紙・ノーカーボン紙、油や汚れのついた紙など
		草、葉、木くず、木製品(※3)	雑草、落ち葉、小枝、30cm以下の木製品など
資	紙類・雑がみ(※2)	ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌、飲料用パック、雑紙(ノート、メモ用紙、封筒、紙袋、空き箱、菓子箱など)	
		剪定枝(※3)	剪定枝
大ご	型 み	木製品(※3)	30㎝以上の木製品など

- ※1 食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は産業廃棄物
- ※2 建設業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本及び印刷物加工業などの業種から発生する紙 くずは産業廃棄物
- ※3 建設業、木材又は木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物

6 事業系一般廃棄物の分別方法

●燃やせるごみ

長さを30cm以下にして、まとめて白色の指定袋に入れてください。

●資源ごみ

紙類・雑がみ、剪定枝にそれぞれ分別してください。

◇紙類・雑がみ

書類やダンボール、新聞、雑誌などの紙類は再生可能な資源物です。正しく分別をしてリサイクルに取り組みましょう。分別の方法は次のとおりです。

- ①ダンボール
- ②新聞・チラシ
- ③雑誌・雑がみ
- 4年乳パック







それぞれ「ひも」でしっかり東ねて出してください。雑がみとは、食品・日用品の紙箱、ティッシュの箱、紙袋、トイレットペーパーの芯、ノート、コピー用紙などを指します。分別するのは少し手間がかかりますが、貴重な資源のリサイクルにつながります。皆さんもぜひ雑がみの分別に取り組んでみてください。

◇剪定枝

- ・1本あたりの直径10cm以下で長さ1m以下に切ってひもで束ねてください。(ガムテープ不可)
- ・竹、シュロ、ソテツ、その他葉の多い種類のものは、30㎝以下に切って「燃やせるごみ」です。

●大型ごみ

- ・長さが30cm以上の木製品は、指定袋には入れずそのまま出せます。
- ・「大型ごみ処分手数料納付券(200円のシール)」の貼り付けは不要です。

7 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、正しく分別をし、市の指定ごみ袋に入れて、次の2つの方法で処理してください。

①事業系一般廃棄物の処理施設

事業者自らが、はつかいちエネルギークリーンセンター、エコセンターはつかいち又は宮島清掃センターへ持ち込む(※10kgごとまでに150円の処分手数料がかかります。)

・はつかいちエネルギークリーンセンター

住 所:廿日市市木材港南12番8号

電 話:0829-20-5300

受付時間:月曜日~土曜日 8:30~12:00、13:00~16:00

休 み:日曜日、12/31~1/3

処理対象:燃やせるごみ、大型ごみ

・エコセンターはつかいち

住 所:廿日市市宮内3860

電 話:0829-20-5300(はつかいちエネルギークリーンセンター)

受付時間:月曜日~土曜日 8:30~12:00、13:00~16:00

休 み:日曜日、祝日、12/31~1/3

処理対象:資源ごみ

宮島清掃センター

住 所:廿日市市宮島1171-4

電 話:0829-44-2003(宮島支所環境産業グループ)

受付時間:月曜日~土曜日 8:30~12:00、13:00~16:30

休 み:日曜日、元日

処理対象:燃やせるごみ、大型ごみ、資源ごみ

②事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者

許可業者については、下記市ホームページで確認するか、循環型社会推進課まで問い合わせてください。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/31/21079.html

紙類・雑がみや金属類は、有価物として民間業者に売却できる場合もあります。 下記広島県ホームページの「廃棄物再生事業者登録名簿」も参考に売却の検討をお願いします。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i1-recycle-recycle13.html

8 問合せ先

<事業系一般廃棄物に関する問合せ先>

•廿日市市役所 循環型社会推進課

住所: 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1

電話:0829-30-9133

・はつかいちエネルギークリーンセンター

住所: 〒738-0022 広島県廿日市市木材港南12-8

電話:0829-20-5300

く産業廃棄物に関する問合せ先>

広島県西部厚生環境事務所 環境管理課

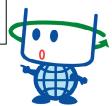
住所: 〒738-0004 広島県廿日市市桜尾2-2-68

電話:0829-32-1181

<参考>事業系一般廃棄物についてのQ&A(よくある質問)

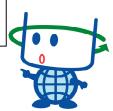
Q. 事業活動とはどのようなことをいうのですか?

A. 事業活動とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、医療機関、学校、社会福祉施設等の公共事業を含めた広い意味で捉えられています。 ごみの排出量に条件はないため、大企業から大量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、事業系ごみになります。



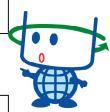
Q. 事業系一般廃棄物を家庭用のごみステーションで出すことはできないの?

A. 事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任により処理しなければならないと定められています。家庭用のごみステーションに出すことは、自らの責任で処理していることにあたりませんので、不法投棄と見なされ、法律違反になります。



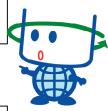
Q. 自宅兼事業所で出たごみはどのように捨てればいいの?

A. 自宅と事業所を兼ねている場合でも、事業活動に伴って発生したごみは事業系一般廃棄物 又は産業廃棄物となります。家庭系ごみと混同してごみ置場に出すことはできません。



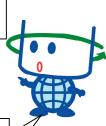
Q. 事業系一般廃棄物を収集しに来てもらうにはどうすればいいの?

A. 事業者自らが、収集運搬許可業者と契約する必要があります。廿日市市の収集運搬許可業者については、市ホームページで確認するか、循環型社会推進課までお問い合わせください。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/31/21079.html



Q. 事業系一般廃棄物はどのごみ袋に入れて捨てればいいの?

A. 廿日市市指定の白色のごみ袋に入れて捨ててください。サイズは 20L・30L・45L の他に、 業務用の 70L・90L も使用できます。



Q. 焼却可能なごみは自社で焼却してもいいの?

A. 廃棄物を野外でドラム缶や簡易な構造の焼却炉等を利用して焼却することは、法律で禁止されています。違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下(法人の場合3億円以下)の罰金又はその併科に処されます。ごみの焼却は法律の構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める方法による焼却以外には、原則認められていません。